

郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会
現状と課題等に関するWGヒアリング資料

看護師学校養成所2年課程（通信制）における
第4種郵便物等の利用状況について

平成29年1月31日
厚生労働省医政局看護課

看護師学校養成所2年課程（通信制）における第4種郵便物等の利用状況について

看護師学校養成所2年課程（通信制） 概要

- 通信制の看護師学校養成所は、准看護師から看護師への移行促進を目的に、准看護師としての就業経験年数10年以上の者を対象にした2年の課程として、平成16年4月に設置された。平成28年度の学校養成所数は19校、1学年定員は3,780名である。**入学者の年齢構成は、40歳以上が60%**であり、30歳未満は0.1%となっている。
- 地域包括ケアシステムの推進に向けて、必要な医療介護サービスを確保していくためには、自律してケアを実践する看護師の必要性は高く、今後も通信制の活用等により、准看護師から看護師への移行が促進されることを目指すものである。

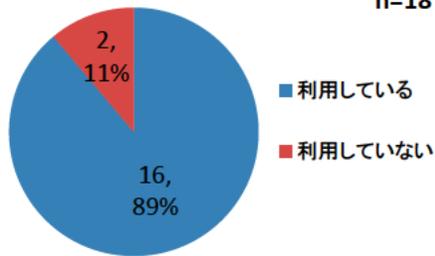
第4種郵便物等の利用状況について

- 教材等の送受において19校全てが郵便を利用し、そのうち**18校が第4種郵便物を利用している**。
- 第4種郵便物は、レポートや実習記録など様々な教材等の送受において、学校と学生の双方向で利用されている。
- 医療機関での実習に関する記録等、教材には手書きのものも含まれ、郵便での送受を行っている学校養成所が多い。
- インターネットでの教材の送受は6校（31.6%）で行われているが、推奨しているのは3校（15.8%）のみ。インターネットの利用を推奨しない理由は、学生のインターネット環境やITに関する能力が一定でないこと等である。
- 看護師学校養成所2年課程（通信制）においては、**学生の特徴や手書きを含むといった教材の性質等**から、第4種郵便物を有効に活用し、教育を行っている。

第4種郵便物の利用状況

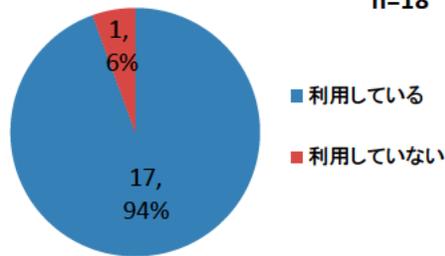
第4種郵便物利用の有無
学校養成所→学生

n=18



第4種郵便物利用の有無
学生→学校養成所

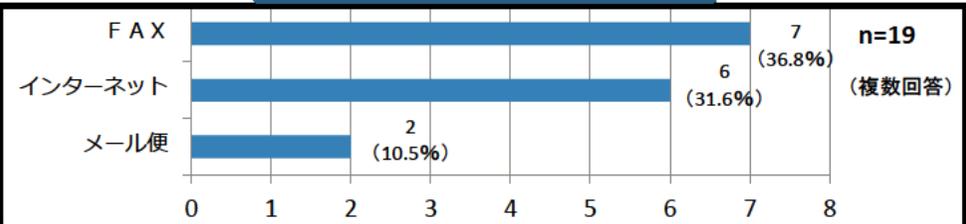
n=18



第4種郵便物で送受している教材等の内容

- レポート（添削済のもの含む）
 - 実習に関する資料（実習要項等の冊子や患者情報等が入った記録等）
 - 授業資料
 - 実習記録（手書き、添削済のもの含む）
 - 質問票
 - 紙上事例
- 等

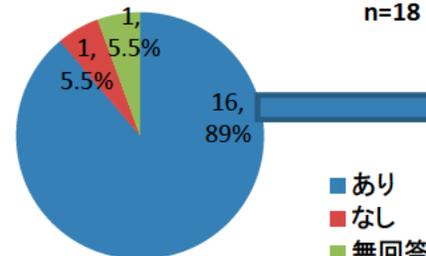
郵便以外の方法の利用状況



郵便でなければ取り扱いできないもの

郵便でなければ取り扱いできないもの
もの有無

n=18



- レポート
 - 実習記録
- 等

<理由>

- 単位認定に関わる提出物は手書きのため
- 転用防止対策として自筆での提出を義務づけているため
- 添削指導が紙面への加筆（手書き）のため

65単位

教育体制:専任教員7人以上、添削指導員10人以上

講義 49単位

基礎分野・専門基礎分野・専門分野Ⅰ・専門分野Ⅱ・統合分野

通信学習

※定期的に添削等による指導を行う

印刷教材による授業
印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業

放送授業
放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(放送大学の利用含む)



臨地実習 16単位

(2単位×8領域)

専門分野Ⅰ(基礎)

専門分野Ⅱ(成人・老年・小児・母性・精神)

統合分野(在宅・統合)

8領域

それぞれ下記の2単位を実習する

1単位

紙上事例演習(3事例)

文章で示された架空の患者(ペーパー・ペイシエント)について、学生自身が看護の展開についてのレポートを作成し、問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習する

※定期的に添削等による指導を行う

1単位

病院見学実習(2日)

学生自身が業務に従事していた経験を踏まえて病院の看護提供のあり方を見学し、自らの看護実践に関する考察を深める

面接授業(3日)

学生が学校養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、通信学習で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践能力の統合を図る

平成 29 年 1 月

製菓衛生師の概要について

■製菓衛生師制度

製菓衛生師は、製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）によって定められた、いわゆる名称独占資格である。都道府県知事が行う製菓衛生師試験に合格し、都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事するものである。

■目 的

製菓衛生師の資格を定めることにより、菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的とする。

■免 許

製菓衛生師の免許は、各都道府県知事が行う製菓衛生師試験に合格した者に対して、各都道府県知事が付与する。

※平成 27 年度中免許交付者数 5, 540 名

※累計免許交付者数（平成 27 年度末）約 19 万 3 千名

■試 験

製菓衛生師試験は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、各都道府県知事が実施する。

○受験資格

1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
2. 学校教育法第 57 条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの

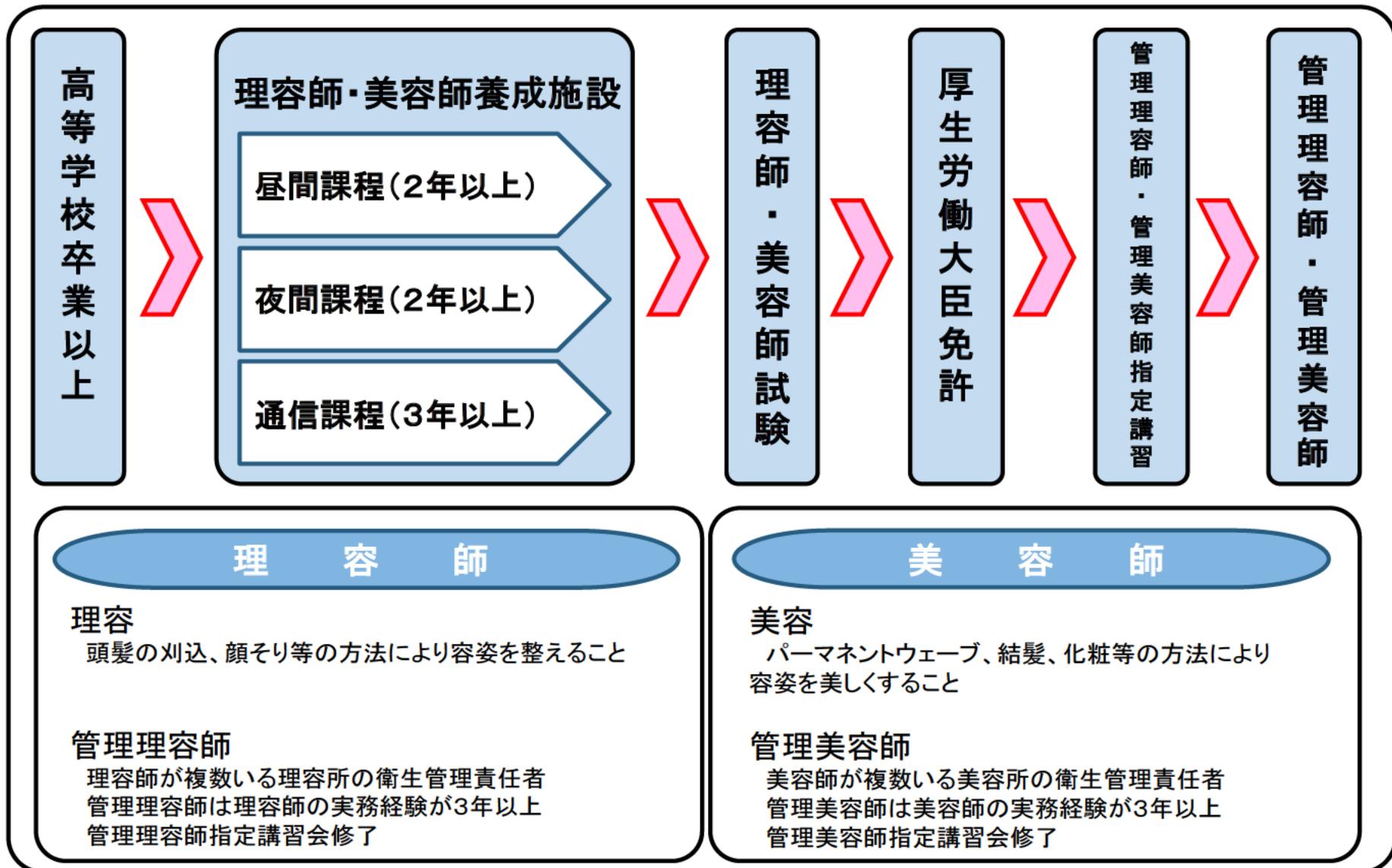
■製菓衛生師養成施設

製菓衛生師養成施設は、製菓衛生師として必要な知識及び技能を習得するための施設であり、製菓衛生師試験の受験資格を得ることができる。

※製菓衛生師養成施設数 134 施設（平成 28 年 5 月現在）全国各地に所在

※このうち、通信課程を実施している施設数は 32 施設

理容師・美容師の資格取得の流れ



＜ 第四種郵便物を利用する社会保険労務士試験関係の講習について ＞

社会保険労務士試験試験科目免除指定講習

- 社会保険労務士試験試験科目免除指定講習は、社会保険労務士法第11条の規定により、社会保険労務士試験の試験科目の一部免除資格者に該当する方のために、全国社会保険労務士会連合会が厚生労働大臣の指定を受けて実施するものです。
- 本講習を受講し、修了試験で良好な成績を修めた科目については、免除の申請をすることにより、当該科目について試験が免除されることとなります。

労働社会保険諸法令関係事務指定講習

- 労働社会保険諸法令関係事務指定講習は、社会保険労務士法第3条第1項の規定により、「2年以上の実務経験」に代わる資格要件を満たすために、全国社会保険労務士会連合会が厚生労働大臣の認定を受けて実施するものです。
- 本講習の修了者は、2年以上の実務経験と同等以上の経験を有するものと認められ、社会保険労務士法第14条の2に規定する社会保険労務士の登録を受けることができます。

一般教育訓練給付金の概要

一般教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練(一般教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の20%(上限年間10万円)を支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)を有する者

一般教育訓練の指定講座について

全指定講座数:10,165講座(平成28年10月1日現在)

①輸送・機械運転関係 5,114講座
(大型自動車、建設機械運転等)

②医療・社会福祉・保健衛生関係
2,419講座
(介護職員初任者研修、実務者研修等)

③専門的サービス関係 698講座
(社会保険労務士、税理士、司法書士等)

④情報関係 388講座
(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)

⑤事務関係 416講座
(簿記、英語検定等)

⑥営業・販売・サービス関係 273講座
(宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等)

⑦技術関係 275講座
(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)

⑧製造関係 41講座
(技能検定等)

⑨その他 541講座
(大学院修士課程等)

一般教育訓練の指定講座数推移

	平成10年度 (制度創設)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
講座数(※)	3,445	7,119	7,916	8,541	9,084	10,056
受給者数(人)	198	130,218	135,944	121,056	120,117	—

※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数(平成10年度については12月時点)

専門実践教育訓練給付金の概要

○ 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の40%(上限年間32万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の50%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成30年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

全指定講座数:2, 243講座(平成28年10月時点)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程
講座数) 1,290講座
例)看護師、介護福祉士 等

②専修学校の職業実践専門課程
講座数) 830講座
例)商業実務、経理・簿記 等

③専門職学位課程
講座数) 82講座
例)ビジネス・MOT 等

④大学等の職業実践力育成プログラム
講座数) 37講座
例) 特別の課程(工学・工業) 等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程
講座数) 4講座
例)シスコ技術者認定CCNP等

平成 29 年 1 月 31 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

通信教育による保育士の養成について

1. 現状

保育園等における待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成 25 年度から平成 29 年度末までの 5 年間で新たに 50 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしており、これに伴い新たに必要となる約 9 万人の保育人材の確保に取り組んでいる。

保育士資格を取得するためには、保育士の資格を取得するためには、①指定保育士養成施設の卒業、②保育士試験の合格という 2 つの方法があり、通信制の指定保育士養成施設の入学定員は、指定保育士養成施設の入学定員全体の約 1 割を占めている。

(参考) 指定保育士養成施設の現状 (平成 28 年 4 月 1 日時点)

入学定員 : 58,859 人
うち通信制 : 5,290 人

施設数 : 653 校
うち通信制 : 18 校

2. 通信制の養成課程

通信制の指定保育士養成施設における養成課程は以下のとおり。

修業年限 : 3 年以上

単位数 : 68 単位

※ 所定の科目の 21 単位分については、指定保育士養成施設の校舎等における実技及び演習並びに保育園等における実習を行うことが必要

社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事の概要

社会福祉士の概要

【定義】

- 社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者

【資格取得方法】

3つのルートのいずれかにより国家試験の受験資格を取得し、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要

- ① 福祉系大学等で社会福祉に関する指定科目を修めて卒業する「福祉系大学等ルート」
- ② 福祉系大学等で社会福祉の基礎科目を修めて卒業等した後、短期養成施設で6月以上修学する「短期養成施設ルート」
- ③ 一般大学等を卒業又は4年以上相談援助業務に従事等した後、一般養成施設で1年以上修学する「一般養成施設ルート」

【資格者の登録状況】 201,433人（平成28年9月末現在）

介護福祉士の概要

【定義】

- 介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。））を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者

【資格取得方法】

3つのルートのいずれかにより資格を取得し、登録することが必要

- ① 3年以上の介護等の業務に関する実務経験及び都道府県知事が指定する実務者研修等における必要な知識及び技能の修得を経た後に、国家試験に合格する「実務経験ルート」
- ② 都道府県知事が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得する「養成施設ルート」
- ③ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格する「福祉系高校ルート」

【資格者の登録状況】 1,494,460人（平成28年9月末現在）

社会福祉主事の概要

【概要】

- 社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されている。

【資格取得方法】

- ① 大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業する
- ② 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了 など

郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会
現状と課題等に関するWGヒアリング資料

精神保健福祉士養成課程（通信制）における 第四種郵便物等の利用状況について

平成29年1月31日

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健福祉士養成施設（通信制）における第4種郵便物等の利用状況について

精神保健福祉士養成課程（通信制） 概要

- 精神保健福祉士試験の受験資格の一つに「精神保健福祉士養成施設の卒業」がある。これは、ある一定の経験等を入学条件とするものであって、当該施設において、精神保健福祉士としての専門知識等を修めるものである。平成28年度の養成施設数38校59課程のうち通信課程を設けている施設数は、26校40課程（定員の合計は4,825名）となっており、幅広い年齢層の入学者となっている。（明確な数字はない。）

第4種郵便物等の利用状況について

- 教材等の送受においては、**24校36課程**で郵便を利用しており**その全ての学校が第4種郵便物を利用している**。その他、宅急便、メール便等の使用あり。
- 第4種郵便物は、レポートや実習記録など様々な教材等の送受において、養成施設と学生の双方向で利用されている。その負担については、養成施設により異なる。（学生負担としている養成施設と養成施設負担としている養成施設の割合は半々。）
- 医療機関での実習に関する記録等、教材には手書きのものも含まれ、郵便での送受を行っている養成施設が多い。
- インターネットを利用したe-ラーニングは、平成27年度実績において**7校13課程**で行われているが、前述したとおり、幅広い年齢層の入学者がいるため、**7校13課程**全てで義務づけているものではなく、学生による選択制となっている。また、平成28年度より1校においてインターネットを利用したe-ラーニングを実施しており、将来的に導入を検討している学校も複数あることから、徐々にではあるが、**進みつつあるといえる**。養成施設においては、**幅広い年齢層の学生や手書きを含むといった教材の性質等（レポートなど）**から、第4種郵便物を有効に活用し、教育を行っている。

第4種郵便物で送受している教材等の内容

- レポート（添削済のもの含む）
- 実習に関する資料（実習要項等の冊子や患者情報等が入った記録等）
- 授業資料 等

郵便でなければ取り扱いできないもの

- レポート
 - 教育等に関する紙面 等
- <理由>
- インターネットを不得意とする学生もいるため
 - 添削指導が紙面への加筆（手書き）のため

e-ラーニングの方法と内容

（方法）

- 養成施設専用の支援システムを使用（学生にIDとPWを付与し、それにより特設サイトを閲覧できる仕組み）

（内容）

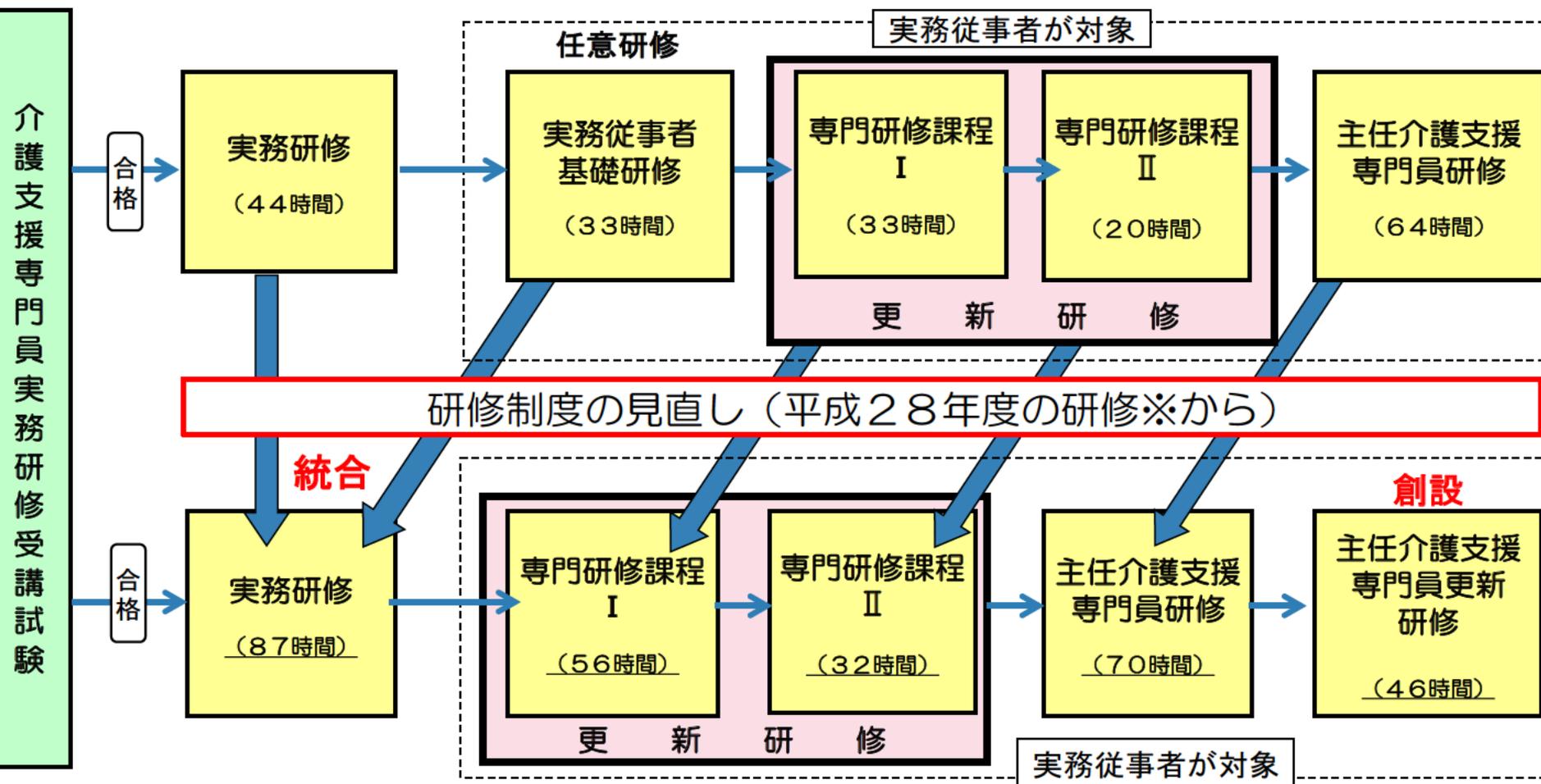
- レポート（添削済のもの含む）
- 国家試験の過去問題等の掲載
- 講義の動画配信 等

第四種郵便廃止に対する養成施設からの意見

- 通信教育においてはレポートが中心となってくるので、養成施設・学生双方への負担が増えることになる。
- 幅広い年齢層からの入学者がいるため、一律e-ラーニングの義務付け等が難しく、第四種郵便廃止に伴う負担は大きい。
- 養成施設・学生双方への負担が増えることから、将来的に精神保健分野における人材育成に大きな影響が生じる。

介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度について

- 介護支援専門員研修には、実務に従事する前に受講する実務研修、現任研修である専門研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修等がある。なお、平成28年度の研修制度見直しにより、各研修の時間数を充実したところ。



介護支援専門員研修の実施主体等について

実施主体

都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

事業実施上の留意点

- 現任の介護支援専門員を対象としている研修については、研修開催日程、研修開催期間、研修定員等の規模等の設定にあたっては、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別に開講したり、開講日（曜日）、時間等についても工夫をする等、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。
- 講義の一部又は全部を通信学習とすることが可能。

研修費用

研修に使用する教材等に係る実費相当分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担。

研修実施機関指定に係る留意事項

研修実施機関は、法及び施行規則に定める要件の他、以下についても適切に行うこと。

- ① 研修事業を継続的に毎年一回以上実施すること。
- ② 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。

＜開講目的、研修事業の名称、実施場所、研修期間、研修課程、講師氏名、研修修了の認定方法、受講資格、受講手続き、受講料等＞ 等

介護職員初任者研修の概要について

研修の目的・概要

【目的】

介護職員初任者研修は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われる。

【実施主体】

都道府県又は都道府県知事の指定した者

【対象者】

訪問介護事業に従事しようとする者もしくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者

【研修科目及び研修時間数等】

右の表の通り

【その他】

- ・ 地域包括ケアシステムにおけるチームケアの提供を推進していくため、医療との連携に係る時間を確保
- ・ 今後の認知症高齢者の増加を見込んで、「認知症の理解」に関する科目を新設
- ・ 一定の上限の下、通信学習が可能。

<研修時間数 130時間>

講義+演習 (130時間)

—講義と演習を一体的に実施—

1. 職務の理解
(6時間)

2. 介護における尊厳の保持・自立支援
(9時間)

3. 介護の基本
(6時間)

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携
(9時間)

5. 介護におけるコミュニケーション技術
(6時間)

6. 老化の理解
(6時間)

7. 認知症の理解
(6時間)

8. 障害の理解
(3時間)

9. こころとからだのしくみと生活支援技術
(75時間)

10. 振り返り
(4時間)

+

修了評価 (1時間)